

## ○広報おおいそ広告掲載取扱要綱

平成 19 年 11 月 29 日

大磯町告示第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大磯町（以下「町」という。）が発行する広報おおいそへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 広報おおいそに掲載する広告は、広告主の事業内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類する業種に関するもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (8) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがあるなどの理由により、広報おおいそに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の順位)

第 3 条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。ただし、広報記事が多く、紙面に広告を掲載する余裕がない場合には、町長は広告を掲載しないか、又は協議のうえ翌月号に延期することができる。

- (1) 私企業のうち、町内に事業所等を有するもの
- (2) 私企業のうち、公共性が高いもの
- (3) その他

(掲載の位置)

第 4 条 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く各ページの範囲内で、広報主管課長が指定する位置とする。

(広告の規格と掲載料)

第 5 条 1 掲載あたりの広告掲載料は、規格に応じて別表のとおりとする。

2 申込者が国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する団体で、独自に広告掲載料を定めている場合はその指定された額とする。

3 第6条第3項による申込みで2か月目からの広告掲載料は、別表の80パーセントの額とする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載の申込みをしようとするもの(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報の発行日(毎月1日発行)の40日前(当該日が土曜日、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日とする。)までに、広報おおいそ広告掲載申込書(第1号様式)(以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、前条第2項に規定する団体は、申込み手続を省略することができる。

(1) 会社案内、パンフレット等会社概要、事業内容、社歴等が分かる書類

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許証の写し等の書類

2 同一の申込者が同一号の広報に異なる広告を掲載する場合は、広告ごとに申込書を提出しなければならない。

3 同一の広告を毎月連続して掲載する場合は、1回の申込みで6か月を限度とする。

4 町は、第1項の申込みがあったときは、その諾否を決定し、広報おおいそ広告掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告の掲載の承諾を受けた者は、広告が掲載される広報の発行日の10日前又は町が指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は、広告主の負担により作成し、広報発行日の30日前又は町が指定する期日までに、完全版下原稿又は印刷可能なデジタルデータで提出するものとする。

2 校正は原則1回で校了とするが、必要に応じて随時行うものとする。

(広告内容、デザイン等の協議)

第9条 広告の内容及びデザインは、読者に不信感や不快感を与えないものとし、町及び町広報紙の信頼性等を損なうことのないよう、町と事前に協議しなければならない。

2 広告の色彩は、広報おおいそ本紙の仕様に準じる。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わない。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。

(2) 校正の確認に返答がなかったとき。

(3) 広告主又は広告内容が第2条各号のいずれかに該当するにいたると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広報おおいそ広告掲載取下申出書(第3号様式)により町に申し出なければならない。

3 前項の広報おおいそ広告掲載取下申出書が提出できるのは、申込みのあった広告の校正回答日までとし、それ以降の取下げは認めない。

(広告掲載料の還付)

第13条 町は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、広報おおいそ広告掲載料還付請求書(第4号様式)により町に請求するものとする。

4 前3項の規定は、第11条第3号の規定により取り消す場合及び第12条の規定により取り下げる場合に準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第5条関係)

規格(縦×横)	規格(列×段)	1回あたりの掲載料
265mm×178mm	10分の10(全列×5段)	130,000円
157mm×178mm	10分の6(全列×3段)	78,000円
103mm×178mm	10分の4(全列×2段)	52,000円
49mm×178mm	10分の2(全列×1段)	26,000円
265mm×88mm	10分の5(2分の1列×5段)	65,000円
157mm×88mm	10分の3(2分の1列×3段)	39,000円
103mm×88mm	10分の2(2分の1列×2段)	26,000円
49mm×88mm	10分の1(2分の1列×1段)	13,000円
265mm×56mm	15分の5(3分の1列×5段)	44,000円
103mm×117mm	15分の4(3分の2列×2段)	35,000円
49mm×117mm	15分の2(3分の2列×1段)	18,000円
49mm×56mm	15分の1(3分の1列×1段)	9,000円

※原則として、広報おおいそ本紙は、1ページを5段組み。情報コーナーは、1ページを3列組みでの構成です。